

## 議案第 77 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 18 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 53 の項第 1 号イ（ア）中「のうち同時に申請された住戸」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号イ（イ）から（ケ）までの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号ウ（ア）を次のように改める。

（ア）床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 10,000 円

別表第 2 の 53 の項第 2 号イ中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号ウ中「（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準 I の第 2 の 2 の 2—3（2）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。別表第 2 の 55 の項第 2 号ウにおいて同じ。）」を削り、同表 55 の項第 1 号イ及び第 2 号イ中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 提案理由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。